

伊丹市契約等からの暴力団排除に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊丹市暴力団排除条例（平成24年伊丹市条例第4号。以下「条例」という。）第6条から第8条までの規定に基づき、暴力団が利することとならないために講ずる措置に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例によるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団等 条例第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者をいう。
- (2) 指定管理者 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。
- (3) 排除措置 第6条及び第9条に規定する措置をいう。

(暴力団等に関する照会)

第3条 市長は、必要があると認めるときは、令和2年4月10日付で兵庫県伊丹警察署長（以下「署長」という。）と交わした暴力団関係情報の取扱いに関する合意書に基づいて、次に掲げる者に関して暴力団等に該当するかどうかについて、署長に対して照会を行うものとする。

- (1) 入札参加資格（伊丹市契約に関する規則（平成3年伊丹市規則第37号）第14条）に係る認定を受けようとする者、又は認定を受けた者
- (2) 一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により、本市と契約の締結を希望する者、又は締結した者
- (3) 指定管理者の指定を受けようとする者、又は受けた者
- (4) 伊丹市公有財産規則（昭和41年伊丹市規則第2号）第26条に規定する財産の使用許可を受け、又は受けようとする者
- (5) 公の施設の使用許可を受け、又は受けようとする者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、これらに準ずる者として市長が認める者

2 前項の照会を行う際に署長に提供する個人情報の取扱いについては、伊丹市個人情報保護条例（平成17年伊丹市条例第3号）の規定に従わなければならない。

(契約に係る事務等における排除措置の要件)

第4条 前条第1項各号に規定する契約に係る事務等における排除措置の要件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等について暴力団等が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。
- (2) 前条第1項各号に掲げる者が個人又は個人事業者である場合にあっては、当該個人又は個人事業者が暴力団等であること。
- (3) 前条第1項各号に掲げる者が、暴力団等を、相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。
- (4) 次に掲げる者のいずれかが、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等もしくは第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団等の威力を利用していること。
 - ア 前条第1項各号に掲げる者
 - イ 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等の役員
 - ウ 前条第1項各号に掲げる者に使用される者であって、相当の責任の地位にある者
- (5) 前号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。
- (6) 第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等に関する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請負又は再委託を行い、その他当該事業者を利用していること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(暴力団等に関係する旨の回答又は通報を受けた場合)

第5条 市長は、第3条第1項の照会を行った後に同項各号に掲げる者が第4条各号に該当する内容の回答を署長から受けた場合は、排除措置を講ずるものとする。また、署長が合意書の規定に基づき、文書により、前段の内容と同じ内容を通報してきた場合も同様とする。

(契約に係る事務等における排除措置)

第6条 市長は、前条に規定する回答又は通報を受けた場合には、次の各号に規定する措置を講ずるものとする。

- (1) 第3条第1項第1号の認定を受けようとしている場合 入札参加資格に係る認定をしない旨の決定
- (2) 第3条第1項第1号の認定を受けている場合 入札参加資格に係る認定を取り消す旨の決定又は指名停止
- (3) 第3条第1項第2号の契約の締結を希望する場合 当該契約を締結しない旨の決定
- (4) 第3条第1項第2号の契約を締結した場合であって当該契約の相手方の履行がまだ完了していない場合 当該契約の解除及び契約書に規定する措置

- (5) 第3条第1項第3号の指定を受けようとする場合 指定管理者の指定をしない旨の決定
 - (6) 第3条第1項第3号の指定を受けている場合 指定管理者の指定を取り消す旨の決定
 - (7) 第3条第1項第4号の使用許可を受けようとする場合 行政財産の使用を許可しない旨の決定
 - (8) 第3条第1項第4号の使用許可を受けている場合 行政財産の使用許可を取り消す旨の決定
 - (9) 第3条第1項第5号の使用許可を受けようとする場合 公の施設の使用を許可しない旨の決定
 - (10) 第3条第1項第5号の使用許可を受けている場合 公の施設の使用許可を取り消す旨の決定
 - (11) その他暴力団の不当な影響力を排除するために有効な措置
- 2 市長は、前項の規定による措置に伴い、排除対象者に損害が生じても、その賠償の責めを負わないものとする。
 - 3 第1項第7号から第10号までの規定は、指定管理者について準用する。

(契約の解除)

第7条 前条第1項第4号の措置は、当該契約の条項に次に掲げる事項が規定されている場合に行うものとする。ただし、市長は契約の解除に伴う社会的価値の損失を防止する必要がある場合その他特別の事情があると認める場合には、前条第1項第4号の措置を行わないことができる。

- (1) 契約の相手が第5条に規定する回答又は通報を受けた場合における本市の解除権による契約の解除。
- (2) 契約の相手が第5条に規定する回答又は通報を受け、本市が契約を解除した場合において本市に損害があるときは、その損害額を本市に賠償。

(共同企業体等への準用)

第8条 第3条から第7条までの規定は、共同企業体について準用し、共同企業体の構成員のいずれかが排除対象者となったときは、当該共同企業体を排除対象者とする。

(排除措置を行った場合の通知)

第9条 市長は、排除措置を講ずるときは、排除措置を決定した理由を付して、契約等の相手方に通知するものとする。

- 2 市長は、排除措置を講じたときは、その旨を署長に通知するものとする。
- 3 排除措置を撤回した場合の通知については、前2項の規定に準じて行うものとする。

(排除措置の撤回)

第10条 排除措置の撤回は、排除措置の対象者から市長に対しての申立て又は第5条に規定する通報に基づいて行うものとする。

- 2 市長は、前項の申立てを行う者に対して、誓約書を提出するよう要請するものとする。
- 3 排除措置の撤回の効力は、遡及しないものとする。

(誓約書の徴収等)

第11条 市長は、第3条第1項各号に規定する者に対し、自己及びその下請負人等が暴力団等でないことをそれぞれが表明した誓約書を徴収するものとする。ただし、市長が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

- 2 市長は、第3条第1項各号に規定する者が第1項に規定する誓約書を提出しないときは、その相手方と契約等しないよう取り扱うものとする。
- 3 前2項の規定は、指定管理者について準用する。

(本市の契約の相手方等が暴力団等からの不当介入等を受けた場合の対策)

第12条 市長は、本市の契約の相手方に対して、契約の履行に当たり暴力団等から工事の妨害その他の不当な介入又は下請に参入させることの要求その他の不当な要求（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、速やかに本市へ報告し、かつ、警察への届出を行うよう指導するものとする。

- 2 市長は、本市の契約の相手方に対して、その下請負人又は受託者が暴力団等から不当介入等を受けたときは、これら当該下請負人又は受託者が速やかに本市へ報告し、かつ、警察への届出を行うことができる体制を整備するよう指導するものとする。
- 3 市長は、本市の契約の相手方又はその下請負人若しくは受託者が暴力団等から不当介入等を受けたことによって本市の契約の履行遅滞その他債務不履行が発生するおそれがあると認めるときは、必要に応じて、業務の工程の調整、履行期限の延長その他の措置を講じるものとする。ただし、前2項の規定による本市への報告を怠った場合その他の相当な理由がある場合は、この限りでない。
- 4 前3項の規定は、指定管理者について準用する。

(公営企業管理者等への要請)

第13条 市長は、排除措置を行ったときは、次に掲げる者又は機関に対し、同様の措置を行うよう要請するものとする。ただし、市長の権限で措置することができる場合は、この限りでない。

- (1) 病院事業管理者
- (2) 上下水道事業管理者

- (3) 自動車運送事業管理者
- (4) モーターボート競走事業管理者
- (5) 財政援助団体（その行う業務が本市の施策と極めて密接な関連を有している団体であり、かつ本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体その他本市から継続的に財政援助を行っていると思われる団体であって、特に本市からの指導又は調整を行う必要があると思われるものをいう。）

（関係機関等との連絡調整等）

第14条 市長は、排除措置を講ずるに当たり、排除対象者及びその関係者からの不当介入が予想される時は、必要に応じて、警察及び関係機関等に通報し、密接に連携して対応するものとする。

2 第3条第1項の照会に係る事務は、総務部総務室管財課（以下「管財課」という。）において行うものとする。

3 第3条第1項の照会が必要な場合は、担当原課から管財課に対して、速やかに照会依頼を行うものとする。

4 管財課は、第6条第1項各号に掲げる措置を講じた場合は、その旨を各所属に対して速やかに周知しなければならない。

5 各所属の所属長は、各所属が行う契約について次に掲げる対応を行わなければならない。

(1) 前項の規定により管財課が周知した事項について調査、確認及びその対応状況（排除措置の内容）等についての、管財課への速やかな報告

(2) 管財課から周知された排除対象者でないことの確認

6 各所属においては、第4項の規定による周知事項について、所属職員が確実に確認できる体制を構築するものとし、かつ、当該周知事項が適切に取り扱われるよう、最大限の注意を払わなければならない。

（契約規則等の優先）

第15条 前条までに定めるもののほか、この要綱の規定が伊丹市契約に関する規則その他の法令又は締結した契約の規定（以下「契約規則等の規定」という。）に抵触する場合には、契約規則等の規定が優先する。

（細則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月10日から施行する。